

太田市私立幼稚園第3子以降保育料免除補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する特定教育・保育施設を除く。以下「幼稚園」という。）の設置者（以下「設置者」という。）が第3子以降の園児（同一の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子を現に監護するものをいう。以下同じ。）によって監護されている20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうちその出生の早いものから順次に数えて第3番目以降の園児（太田市私立幼稚園等災害等被災者保育料免除補助金交付要綱（平成23年4月1日太田市制定）に規定する太田市私立幼稚園等災害等被災者保育料免除補助金の交付の対象となる者を除く。）をいう。以下「対象園児」という。）の保育料の免除をする場合に、当該設置者に対し、私立幼稚園第3子以降保育料免除補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金に関する規則（平成17年太田市規則76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育料を免除する場合の補助金の交付)

第2条 市長は、設置者が次の各号のいずれにも該当する保護者に対し保育料を免除する場合に補助金を交付するものとする。

- (1) 保護者及び対象園児が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 保護者及びその世帯員が次に掲げる法律の規定による被保険者、組合員、加入者又は被保険者であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (3) 保護者が市税等、幼稚園又は保育所の保育料及び小学校、中学校又は義務教育学校の給食費を滞納していないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる額の総額とする。

- (1) 対象園児（次号に規定する対象園児を除く。）の年額の保育料から当該年度分の施設

等利用費（子ども子育て支援法の規定に基づく施設等利用費をいう。以下同じ。）を差し引いた額の総額

- (2) 年度の途中において対象園児となった場合は当該対象園児となった日の属する月から当該年度末までの月数の保育料の額から施設等利用費を差し引いた額、対象園児でなくなった場合は当該年度の最初の月（年度の途中において対象となった場合は、当該対象者となった日の属する月）から当該対象園児でなくなった日の属する月までの月数の保育料の額から施設等利用費を差し引いた額の総額

（添付書類）

第4条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園第3子以降保育料免除補助金に係る事業計画書（様式第1号）
- (2) 私立幼稚園第3子以降保育料免除に関する調書（申請書）（様式第2号）
- (3) 保育料の額を明らかにした書類

（保育料免除に係る事務の取扱い）

第5条 規則の規定により補助金の交付決定を受けた設置者は、保育料免除に係る事務の取扱いを毎年3月31日までに市長に報告するものとする。

（証拠書類の整備）

第6条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業等に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 規則第5条第1項の規定により補助事業等の認定を受けようとする設置者は、この要綱の施行前においても、その申請を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度における補助金の額についての第3条の規定の適用については、同条第1号中「当該年度分の施設等利用費（子ども・子育て支援法の規定に基づく施設等利用費をいう。以下同じ。）の額」とあるのは「令和元年度における私立幼稚園就園奨励費の額及び施設等利用費（子ども・子育て支援法の規定に基づく施設等利用費をいう。以下同じ。）の額」と、同条第2号中「施設等利用費の額」とあるのは「令和元年度における私立幼稚園就園奨励費補助金の額及び施設等利用費の額」とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

私立幼稚園第3子以降保育料免除補助金に係る事業計画書

幼稚園（認定こども園）

番号	年齢	園児名	保護者名	年間保育料	施設等利用費 (～R1.9.就園奨励費)	補助金	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計							

様式第2号（第4条関係）

私立幼稚園第3子以降保育料免除に関する調書（申請書）

（宛先）太田市長

年 月 日

申請者

住所

氏 名

㊟

対象 幼児	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	幼 稚 園 等 名		歳 児
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
対象幼児の属する世帯全員を記入してください。					
氏 名	生年月日	年 齢	続 柄	備 考	
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

上記の対象幼児は、当園の在園児であることを証明します。

園長

又は設置者

㊟

年 月 日

注 備考欄には、幼稚園・認定こども園・保育所・学校に通園又は通学しているときは、その園名又は学校名を記入してください。また、未就園、未就学及び就労の場合は、その旨を記入してください。